

税制全体のグリーン化推進検討会の開催について

1. 開催の趣旨

低炭素社会を始めとする持続可能な社会の実現のためには、あらゆる施策を総動員する必要があり、税制はその有効な政策ツールである。

第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）においては、「税制については、諸外国の状況も含め、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等による環境効果等を総合的・体系的に調査・分析することにより、税制全体のグリーン化を推進する。」とされている。

また、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）においても、「環境関連税制等のグリーン化については、低炭素の促進をはじめとする地球温暖化対策のための重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む。」こととされており、持続可能な社会の構築に向け税制面からの一層の検討が求められている。

このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うため、有識者からなる「税制全体のグリーン化推進検討会」を開催する。

2. 検討事項

- ① 税制のグリーン化の現状評価
- ② 今後の税制のグリーン化の推進方策
- ③ その他

3. 委員

大塚 直	(早稲田大学法学部教授)
栗山 浩一	(京都大学農学研究科生物資源経済学専攻教授)
◎ 神野 直彦	(日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授)
中里 実	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
堀井 亮	(大阪大学社会経済研究所教授)
諸富 徹	(京都大学大学院経済学研究科教授)
横山 彰	(中央大学総合政策学部教授)
吉村 政穂	(一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授)

(敬称略。 ◎=座長)

4. 検討会の運営

(1) 検討会の運営については、次のとおりとする。

①会議は、原則非公開にて行う。

②会議の資料は、会議終了後環境省ホームページ等により公開する。

③会議の議事要旨については、会議終了後、委員の了解を得た上で環境省ホームページ等により公開する。

(2) 座長は、上記により難い場合が生じた時には、検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

5. 事務局

請負先：みずほ情報総研（株）